

○柏市児童虐待及びいじめ防止条例

平成25年6月28日

条例第34号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第10条)

第2章 児童虐待防止対策の推進(第11条―第19条)

第3章 いじめ防止対策の推進(第20条―第24条)

第4章 雑則(第25条―第27条)

附則

子供たちは、私たちの宝であり、社会の希望であり、人類の未来を切り開く可能性に満ちたかけがえのない存在です。

子供たちは、生まれながらにして、一人一人が人間として尊重され、成長及び発達が保障されなければなりません。

しかし、児童虐待及びいじめにより、子供たちの命が奪われたり、子供たちが自ら命を絶つ痛苦の出来事が続いています。

児童虐待及びいじめは、子供たちが人間として尊重され、成長し、及び発達する権利を侵害するものであり、絶対に許されません。

私たちは、児童虐待及びいじめが起きるその背景にも目を向け、これらを未然に防止するために出来る限りの対策を推進することにより子供たちに対する暴力の芽を早期に摘み取るとともに、子供たちの権利の侵害及び被害に対し、その解決に全力を尽くします。

私たちは、子供たちの命が守られ、子供たち一人一人が豊かに希望を持って育つことができるようそれぞれの立場で力を尽くすとともに、保護者が安心して子育てをすることができる環境創りに手を取り合って取り組むことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童虐待及びいじめから子供たちを守る施策に係る基本理念を明らかにし、本市、市民等、保護者、小中高校及び各関係機関等の責務並びに児童虐待及びいじめの防止及び解決をするための施策の基本的事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子供たちが安心して生活し、健やかに成長することができる環境創りに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条の児童をいう。
- (2) 子供 市内に住所又は居所を有する者のうち小中高校に在籍するもの及び市外に住所又は居所を有する者のうち市内の小中高校に在籍するものをいう。
- (3) 子供たち 児童及び子供をいう。

- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子供たちを現に監護するものをいう。
- (5) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律第2条の児童虐待をいう。
- (6) いじめ いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第2条第1項のいじめをいう。
- (7) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体、市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に在籍する者をいう。
- (8) 小中高校 いじめ防止対策推進法第2条第2項の学校をいう。
- (9) 市立学校 柏市立小学校設置条例(昭和40年柏市条例第29号)第2条の規定により設置する小学校、柏市立中学校設置条例(昭和40年柏市条例第30号)第2条の規定により設置する中学校及び柏市立高等学校設置条例(昭和52年柏市条例第39号)第2条の規定により設置する高等学校をいう。
- (10) 児童虐待防止関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。
- (11) いじめ防止関係機関等 警察、児童相談所その他いじめの問題に関係する機関及び団体をいう。
- (12) 各関係機関等 児童虐待防止関係機関等及びいじめ防止関係機関等をいう。

(基本理念)

- 第3条 児童虐待及びいじめは、子供たちの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、いかなる理由によるかを問わず、何人もこれらを行ってはならない。
- 2 本市、市民等及び児童虐待防止関係機関等は、児童虐待を防止するため、相互に連携、協力及び協働(以下「連携等」という。)をし、子育て家庭を支援する取組を推進するものとする。
- 3 本市、市民等、保護者、小中高校及びいじめ防止関係機関等は、子供をいじめから守るため、相互に連携等をし、子供が安心して生活し、健やかに成長することができる環境創りにつながる取組を推進するものとする。

(本市の責務)

- 第4条 本市は、前条に規定する基本理念にのっとり、市民等、保護者、小中高校及び各関係機関等と連携等をし、子育て家庭が孤立することのないよう相談その他必要な支援を行うほか、児童虐待及びいじめの防止及び解決に係る施策を策定し、及び推進するものとする。

(市民等の責務)

- 第5条 市民等は、本市及び各関係機関等が実施する児童虐待及びいじめの防止及び解決に係る取組に協力するとともに、地域において、子供たちの見守りその他子供たちが安心して過ごすことができる環境創りに努めるものとする。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子供に対し、次に掲げる内容を理解させるよう努めるものとする。

- (1) いかなる理由によるかを問わず、いじめを行ってはならないこと。
- (2) いじめには、犯罪とされる行為が含まれること。
- (3) いじめは、いじめを受けた人の心に深い傷を永く残すこと。

(小中高校の責務)

第7条 小中高校は、本市、市民等、保護者及びいじめ防止関係機関等と連携等をし、いじめの防止、早期発見及び解決に取り組むものとする。

(各関係機関等の責務)

第8条 各関係機関等は、本市が実施する児童虐待及びいじめの防止及び解決に係る取組に協力するとともに、互いに連携等をし、第3条に規定する基本理念の実現に取り組むよう努めるものとする。

(子供の役割)

第9条 子供は、いじめを行ってはならない。

- 2 子供は、第6条各号の趣旨を踏まえ、互いに思いやり、共に支え合い、いじめのない明るい学校生活を送るよう努めるものとする。

(町会等の役割)

第10条 町会、自治会、区その他の団体(地域住民の意思の疎通の緊密化及び福祉の向上を図るため、一定の区域に住所又は居所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、自主的に結成された住民組織をいう。)は、本市と連携等をし、地域において子育てを支援する施策の推進に努めるものとする。

第2章 児童虐待防止対策の推進

(子育てに係る情報の提供及び支援)

第11条 市長は、児童虐待を未然に防止するため、子育て家庭に対し、子育て支援に係る情報の提供を行うとともに、子育て支援を要する家庭に対し、早期相談支援、訪問支援、専門的な知識及び技術の提供その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 前項の情報の提供及び支援に当たっては、社会福祉、児童福祉及び保健医療の従事経験者並びにそれらの民間事業者との連携等により行うよう努めるものとする。
- 3 市長は、次に掲げる家庭を早期に把握し、第1項の情報の提供及び支援について継続的な取組を実施するよう努めるものとする。
 - (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第4項の乳児家庭全戸訪問事業により状況を把握できなかった家庭
 - (2) 児童福祉法第6条の3第5項の要支援児童及び特定妊婦の家庭
 - (3) 児童福祉法第6条の3第6項の地域子育て支援拠点事業により状況を把握できなかった

た家庭

(4) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第11条に規定する新生児訪問により状況を把握できなかった家庭

(5) 母子保健法第12条の健康診査により状況を把握できなかった家庭

(地域における子育て支援)

第12条 市長は、市民等及び地域において子育て支援に係る活動を行う団体に対し、子育て支援に係る知識の提供その他の必要な支援を行うとともに、市民等及び当該団体と連携等をし、保護者が安心して子育てをすることができるような環境創りに努めるものとする。

2 前項の団体は、相互に連携等をし、同項の支援を行うよう努めるものとする。

(児童虐待の早期発見)

第13条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項の規定による通告(以下「通告」という。)をしなければならない。

2 市長は、児童虐待の早期発見のため、国、県及び児童虐待防止関係機関等と連携等をするとともに、児童が対面、電話及び電磁的方法により安心して自身の現状について相談することができる体制の整備その他の通告を容易に行うことができる環境創りに努めるものとする。

(通告に係る対応)

第14条 市長は、通告を受けたときは、必要に応じ、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、速やかに、当該通告に係る児童との面会その他の当該通告に係る児童の安全の確認を行うための措置を講じるものとする。

2 前項の児童に係る保護者及び保護者以外の同居人(以下「保護者等」という。)は、同項の措置に協力しなければならない。

3 第1項の協力を求められた者は、同項の措置に協力するよう努めるものとする。

(児童虐待を受けた児童に対する支援)

第15条 市長は、国、県及び児童虐待防止関係機関等と連携等をし、児童虐待を受けた児童に対し、当該児童の命を守るため心身の健やかな成長及び発達に資する適切な支援を行うほか、専門的な治療に係る支援を行うよう努めるものとする。

(児童虐待を行った保護者等への指導及び支援)

第16条 市長は、児童相談所と連携等をし、児童虐待を受けた児童が良好な環境で生活することができるよう、その保護者等に対し、必要な指導及び支援を行うよう努めるものとする。

2 市長は、前項の児童が児童虐待を行った保護者等と同居する場合にあっては、児童虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域との連携等を図り、当該家庭への支援

を継続的に行うよう努めるものとする。

(転出をする場合の措置)

第17条 市長は、児童虐待を受けた、又は受けるおそれのある児童及びその保護者等のうち支援の対象としているものが市外に転出をする場合にあっては、当該転出先の地方公共団体に対し、必要な措置を講じるよう要請するものとする。

(要保護児童対策地域協議会)

第18条 市長は、児童福祉法第25条の2第1項の要保護児童対策地域協議会の運営の充実に努めるものとする。

2 前項の要保護児童対策地域協議会は、児童虐待から児童を守るため、それぞれの構成員が保有する情報の共有を図るとともに、構成員同士の連携等に努めるものとする。

(児童虐待防止推進月間)

第19条 児童虐待から児童を守ることの重要性について市民等の関心を喚起し、理解を促すとともに、児童虐待のない社会の実現を図るため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とする。

2 市長は、前項の児童虐待防止推進月間において、児童虐待防止関係機関等と連携等をし、児童虐待の防止に係る市民等の理解を深めるために必要な広報及び啓発を実施するものとする。

第3章 いじめ防止対策の推進

(地方いじめ防止基本方針の策定)

第20条 教育委員会は、いじめ防止対策推進法第12条の地方いじめ防止基本方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を策定するものとする。

2 教育委員会は、地方いじめ防止基本方針を策定したときは、これを公表するものとする。

(いじめの相談等)

第21条 いじめを受けたと思われる子供を発見した者は、速やかに、市立学校及び教育委員会に相談又は情報提供をするよう努めるものとする。

2 前項の相談又は情報提供は、対面、電話、電磁的方法その他の相談又は情報提供を容易に行うことができる方法によるものとする。

3 教育委員会は、いじめ防止関係機関等と連携等をし、いじめに係る情報の一元化及び共有化を図るとともに、第1項の相談又は情報提供があった場合は、速やかに対応するものとする。

(いじめの防止に係る情報提供及び啓発)

第22条 教育委員会は、子供が、互いに尊重し合い、いじめの防止に向けて主体的に行動することができるよう、子供及び保護者に対し、いじめに係る相談の方法その他必要な

情報の提供をするとともに、いじめの防止に係る啓発を実施するものとする。

- 2 子供をいじめから守り、いじめの防止への取組を推進するため、毎年12月をいじめ防止啓発月間とする。
- 3 教育委員会は、前項のいじめ防止啓発月間において、いじめ防止関係機関等と連携等をし、いじめの防止に係る市民等の理解を深めるために必要な広報及び啓発を実施するものとする。

(いじめの防止に係る会議)

第23条 教育委員会は、いじめの防止に係る調査及び検討を行うため、会議を設けることができる。

(個人情報の取扱い)

第24条 教育委員会は、いじめの防止及び解決に当たり知り得た個人情報の取扱いに万全を期すとともに、当該個人情報をいじめの防止及び解決に係る業務の遂行以外の目的で利用しないものとする。

- 2 いじめに係る相談又は支援に関係したものは、正当な理由なく、知り得た個人情報を漏らしてはならない。

第4章 雑則

(議会への報告)

第25条 市長は、毎年度、この条例の目的の達成に向けて前年度に実施した取組に関し、その概要を議会に報告するものとする。

- 2 議会は、この条例の目的の達成に向けた本市の施策の評価及び検証のため、必要があると認めるときは、市長に対し、施策の実施状況の報告を求めることができる。

(財政措置)

第26条 本市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政措置を講じるよう努めるものとする。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、いじめ防止対策推進法の施行の日から施行する。ただし、第21条第2項(電磁的方法による相談又は情報提供に係る部分に限る。)の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 本市は、この条例の施行後3年を目途に、子供たちが安心して生活し、健やかに成長することができる環境創りに寄与する観点からこの条例の施行の状況について検討を加え、

必要があると認めるときは，その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。